越前市公営企業告示第11号

越前市水道事業等に係る本管布設工事における指名競争入札参加資格審査及び業者選定基準を次のとおり制定する。

平成22年3月30日

越前市長 奈 良 俊 幸

越前市水道事業等に係る本管布設工事における指名競争入札参加資格審査及び業者選定基準

(目的)

第1条 この基準は、越前市水道事業、越前市簡易水道事業及び越前市工業用水 道事業(以下「水道事業等」という。)が所掌する本管布設工事の請負に係る 指名競争入札を行うに当たり、その参加する者(以下「入札参加者」という。) の参加に必要な資格を審査し、及び競争入札に係る入札参加者を公正に選定す ることについて必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を図ることを目的 とする。

(定義)

第2条 この基準において「本管布設工事」とは、越前市水道事業等に係る本管布設工事における施工技術の確保に関する要綱(平成22年越前市公営企業告示第 10 号。以下「施工技術確保要綱」という。)第2条に規定する本管布設工事をいう。

(審査方法)

第3条 水道事業等に係る本管布設工事の入札参加者の資格審査方法等については、越前市指名競争入札等参加資格審査及び業者選定規程(平成17年越前市告示第53号)及び越前市指名競争入札参加資格審査申請要綱(平成17年越前市告示第50号)に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

(資格要件)

- 第4条 水道事業等に係る本管布設工事の入札参加者の資格要件は、次のとおりとする。
 - (1)施工技術確保要綱第3条に規定する要件を満たす者であること。
 - (2)緊急工事及び補修工事に協力することについて確約ができる者であること。
 - (3) 専門技術者(施工技術確保要綱第4条に規定する専門技術者をいう。以下同じ。)と給水装置工事主任技術者(水道法(昭和32年法律第177号)第25条の4に規定する給水装置工事主任技術者をいう。以下同じ。)を常勤で雇用していること。この場合において、専門技術者及び給水装置工事主任技術者は、同一の者が兼ねることができる。

(申請手続)

- 第 5 条 水道事業等に係る本管布設工事の入札参加者の資格を得ようとする者は、 資格要件登録申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して、市長が指定 する日までに市長に申請しなければならない。
 - (1) 代表者の履歴書及び身元証明書
 - (2) 主任技術者及び専門技術者届出書(様式第2号)
 - (3) 主任技術者及び専門技術者資格確認書(様式第3号)
 - (4) 緊急工事及び補修工事に係る協力確約書(様式第4号)
 - (5) 工事経歴書
 - (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類 附 則
 - この基準は、平成22年4月1日から施行する。